

年金の請求をお忘れではありませんか？

年金の請求を行えるにもかかわらず、ご自身は年金を受給できないと誤解されていませんか？

年金の請求漏れが生じやすい5つの事例にお心当たりのある方は、お早めにご相談ください。



年金の加入期間が25年未満の方へ

「カラ期間」はありませんか？

●年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間※と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

※「カラ期間」…正しくは「合算対象期間」といいます。

①サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった

期間

②海外に在住していた期間(日本国籍を有する方が対象)

③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間など(詳しくは広報うるま平成24年10月号をご覧ください)

「年金を受け取るために必要な期間」が短くなる特例に該当しませんか？

●生まれた年などにより、25年未満でも年金を受け取れる場合※があります。

※誕生日が昭和27年4月1日以前生まれで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合など

年金の受け取りを66歳以降に繰り下げている方へ

「70歳になれば、年金が自動的に支払われる」と思っていますか？

●70歳になっても、年金は自動的に支払われません。

●年金の受け取りを始めるためには、年金の請求が必要です。

厚生年金の加入期間のある65歳以上の方へ

「老齢厚生年金」または「老齢基礎年金」の請求をお忘れではありませんか？

●「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。片方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらかじめ請求を行ってください。

●片方の年金の受け取り開始を繰り下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行ってください。

厚生年金の加入期間のある方で、「65歳になってから年金を受け取るう」と思っている方へ

「65歳前に年金を受け取り始めると、年金が減る」と思っていますか？

●厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対して支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありません。速やかに請求を行ってください。

※特別支給の老齢厚生年金

65歳前に受け取ることができる老齢厚生年金

60歳以上で、会社にお勤めの方へ

「在職中は年金を受け取ることができない」と思っていますか？

●現在、会社にお勤めの方も、年金を受け取る資格を満たしている場合は、請求の手続きを行ってください。給与の額などに応じて年金の支払額の調整が行われる場合がありますが、全額停止の場合を除き、年金を受け取ることができます。

「お問い合わせ」

・「ザ」年金事務所

☎933-3439

・うるま市国民年金係

☎973-5498

